

資料編

Related Documents

関連資料



福島県土木・建築総合計画
安全・安心、豊かさを次代につなぐ
県土づくりプラン

指標一覧

目標

1

震災復興

No.	施策	指標名	定義	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合 計画
1	1-1	ふくしま復興再生道路(8路線29工区)の整備完了率	ふくしま復興再生道路29工区の完了した割合	48%	100%	100%	○
2	1-1	被災12市町村の復興に係る道路(特定復興再生拠点、福島イノベーション・コースト構想の関連施設へのアクセス等)の整備完了率	令和3年度時点での被災12市町村内の復興に係る道路17箇所の整備完了した割合	0%	100%	100%	

目標

2

水災害に強い県土

No.	施策	指標名	定義	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合 計画
3	2-1	過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	令和元年東日本台風等の過去の災害により浸水被害が発生した家屋が、計画規模に基づいた治水対策の実施により、浸水被害の解消が想定される地域内の家屋の数	-	9,000戸	11,000戸	○
4	2-1	土砂災害から保全される人家戸数	土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から保全される人家戸数	15,061戸	16,305戸	17,501戸	○
5	2-1	土砂災害から保全される要配慮者利用施設の率	土砂災害危険箇所にある要配慮者利用施設(125箇所)のうち、施設整備により土砂災害から保全される要配慮者利用施設の割合	56%	72%	86%	○
6	2-1	土砂災害警戒区域指定率	土砂災害危険箇所(8678箇所)における土砂災害警戒区域指定の割合	79%	96%	100%	
7	2-1	土砂災害に対する警戒避難を促す現場標識の設置率	多くの人家や要配慮者利用施設が含まれる土砂災害警戒区域(2500区域)のうち現場標識が設置されている区域の割合	8%	65%	100%	○
8	2-1	流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の作成が必要な440河川の作成率	水防法に基づき洪水浸水想定区域図を作成する必要がある河川の作成割合	7%	50%	100%	○
9	2-1	下水道雨水計画を有する22市町村(R2時点)のうち洪水時の住民避難を促す内水ハザードマップを作成した割合	下水道雨水計画を有する22市町村(R2時点)のうち内水ハザードマップを作成した市町村の割合	18%	63%	100%	○

No.	施策	指標名	定義	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合 計画
10	3-1	災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所対策率	緊急輸送路における転石や浮石による落石や土砂崩落の要対策箇所(415箇所)の解消率	75%	100%	100%	
11	3-1	市街地等における無電柱化整備率	福島県無電柱化推進計画(93.57km)において、電線共同溝の整備等により無電柱化した県管理道路の整備率	46%	51%	57%	○
12	3-1	雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	解消箇所数/H8防災点検における対策を要する箇所数(295箇所)	34%	36%	37%	
13	3-2	災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	緊急輸送路(一次)における耐震性能2(大規模地震時に速やかな機能回復が可能な性能)を満たす橋梁の割合(対象91橋)	43%	68%	100%	○
14	3-2	住宅の耐震化率	耐震性を有する住宅の割合	87% (H30)	95%	概ね解消	
15	3-3	早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 1 巡目法定点検(H26～H30)で判定区分Ⅲ	1 巡目法定点検(H26～H30)で判定区分Ⅲ(早期措置段階)となった施設(785施設)の修繕措置数の割合	17%	100%	-	○
16	3-3	早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 2 巡目法定点検(R1～R5)で判定区分Ⅲ	2 巡目法定点検(R1～R5)で判定区分Ⅲ(早期措置段階)となった施設の修繕措置数の割合	-	40%	100%	○
17	3-4	通学路における安全対策の完了率	通学路交通安全プログラム(県管理道路)の要対策箇所(456箇所)のうち、対策を完了した箇所の割合	49%	62%	75%	○
18	3-4	ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	やさしい道づくり推進事業計画における全ての人々が安心して通れるように配慮して整備された歩道(229.1km)の整備率	67%	68%	69%	
19	3-4	すれ違い困難箇所の解消率(日常的に通行に使用する21箇所)	道路改良により解消される過疎中山間地のすれ違い困難箇所の解消した割合	0%	67%	100%	○

目標

4 地方創生・にぎわい創出・健康

No.	施策	指標名	定義	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合 計画
20	4-1	空き家の活用等累計戸数	県補助を活用した空き家の取得・改修等戸数	366戸	700戸	1,000戸	○
21	4-2	市街地内の都市計画道路(幹線道路)の整備延長	市街地で新たに整備された幹線道路の累計延長	334.8Km	338.5Km	344.6Km	○
22	4-2	一人当たりの都市公園面積	都市公園面積/都市計画区域内人口 ※カントリーパーク含まない	14.2㎡/人 (R1)	14.9㎡/人	15.2㎡/人	○
23	4-3	県営住宅のバリアフリー化率	管理戸数(8,125)に対する整備戸数の割合	38%	46%	53%	
24	4-3	省エネ改修による既存住宅の年間CO ₂ 排出削減量	省エネ改修した住宅の年間CO ₂ 排出削減量	277t	600t	1,000t	○

目標

5 環境・再生可能エネルギー

No.	施策	指標名	定義	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合 計画
25	5-1	汚水処理人口普及率	住民基本台帳人口に対する汚水処理を行っている人口の割合	83.7% (R1)	93.3%	97.4%	○
26	5-1	再エネ・省エネ技術の導入による県管理施設(県有建築物・道路・都市公園)の年間CO ₂ 排出削減量	新築又は改修工事で再エネ・省エネ技術を導入する県有建築物、道路・トンネル照明、都市公園照明のLED化による累計CO ₂ 排出削減量	836t	2,154t	2,654t	○

目標
6

産業振興

No.	施策	指標名	定義	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合 計画
27	6-1	30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	30分以内に高速道路、地域高規格道路のインターチェンジにアクセスできる市町村数	51	53	53	○
28	6-1	七つの地域の主要都市間の平均所要時間	7つの地域の主要都市（7箇所）間の平均所要時間	86分	84分	82分	○
29	6-1	広域道路において、国際海上コンテナ車（40ft背高）が許可なく通行できる延長の割合	広域道路における、国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可が不要な区間の延長（km）の割合	70%	75%	77%	
30	6-2	渋滞対策実施箇所率	福島県渋滞対策連絡協議会において特定された主要渋滞箇所（70箇所）における対策実施率	15%	22%	30%	
31	6-2	観光地へのアクセス道路の整備率	計画期間で整備する主要観光施設（福島県観光客入込状況より）へのアクセス道路（94.6km）の整備率	15%	77%	100%	
32	6-2	外国人旅行者にわかりやすい標識整備率	高速道路のナンバリングを表示した標識の整備率（全体655箇所）	79%	100%	100%	
33	6-2	自転車道の整備率	県管理の自転車道3路線（102.5km）における整備率	88%	90%	91%	
34	6-3	小名浜港・相馬港の年間総貨物取扱量	小名浜港、相馬港における年間総貨物取扱量の総計	23,335千トン	25,900千トン	28,600千トン	○
35	6-3	小名浜港・相馬港の年間コンテナ貨物取扱量	小名浜港、相馬港における年間実入りコンテナ貨物取扱量の総計	18,466TEU	25,000TEU	26,500TEU	○

目標
7

持続可能な建設産業

No.	施策	指標名	定義	現状 (R 2)	中間 (R 7)	目標 (R 12)	総合 計画
36	7-1	ICT活用工事実施率	ICT活用工事の対象工事に占める実施件数の割合	20%	40%	50%	
37	7-1	建設業の総実労働時間/月の削減	建設業の総実労働時間/月の2020年値169hを基準に2030年度-10%152hを目指すもの	169h/月	160h/月	152h/月	

※指標の定義における分母の数字は、今後、変更になる可能性があります。

用語解説

*1 豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定される降積雪の多い地域で産業の振興及び民生の安定向上のために総合的な対策を必要とする地域。

*2 特別豪雪地帯

豪雪地帯のうち、特に積雪量が多く積雪により住民の生活に著しい支障が生ずるおそれのある地域。

*3 Society5.0

IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）等の先端技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会として、国が目指すべき未来社会のこと。

*4 ミッシングリンク

道路未整備区間で途中で途切れている区間。

*5 コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに医療・福祉・商業等の生活機能を確認し、高齢者が安心して暮らせるよう地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり。

*6 ICT

Information and Communications Technologyの略。

通信技術を活用したコミュニケーション技術。

*7 DX（デジタルトランスフォーメーション）

進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。

*8 多重防御

ハード・ソフト施策を総動員して津波から人命を守る考え方。

県では、津波による浸水被害を受けた地域で海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路、土地利用の再編などの複数の手法を組み合わせたハード対策と避難路の確保や情報伝達手段の拡充などのソフト対策により防災力向上を図っています。

*9 IoT

Internet of Thingsの略。現実世界の様々なモノがインターネットとつながること。

*10 内水ハザードマップ

下水道の排水能力を上回り下水道に雨水を排水できなくなった場合又は放流先の河川の水位上昇等に伴い下水道から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を基に、内水による浸水情報と避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく示したもの。

*11 立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

*12 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制するもの。雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性舗装などの種類があり、水害を防止すると共に地下水の涵養にも効果があります。

***13 危機管理型水位計**

洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計のこと。洪水のおそれがある箇所をきめ細かく把握するために全国で設置が進められています。

***14 簡易型河川監視カメラ**

機能を限定（ズームや首振り機能は削除）した低コストの河川監視カメラで、多くの地点で河川状況を確認することで、従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進します。

***15 火山噴火緊急減災対策砂防計画**

火山噴火時に発生が想定される溶岩流、火山泥流、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため国及び都道府県の砂防部局が策定するハード・ソフト対策からなる火山噴火時の緊急対応を定めた計画。対象火山は、H27の活動火山対策特別措置法改正により全国49火山（福島県に影響のある火山は、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳（栃木県））であり、福島県の3火山、那須岳（栃木県）は計画が策定済みです。

***16 緊急輸送路**

地震などの災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路のこと。

***17 溶岩流**

溶けた岩石が地表を流れ下る現象。流下速度は地形や溶岩の温度・組成によりますが、比較的ゆっくり流れるため歩行による避難が可能な場合もあります。

***18 火山泥流**

火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象。火山噴出物による氷雪の融解、火砕物の水域への流入、火口湖の決壊、降雨による火山噴出物の流動、などにより発生します。流速は時速数十kmに達することがあります。

***19 被災宅地危険度判定士**

大規模な地震や大雨などで宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、地盤の亀裂などによる二次被害を防ぐため、被害状況を早くと確に把握して、被災宅地の危険度の判定を行うもの。

***20 長寿命化計画**

計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラで、メンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針に基づく施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画。

***21 ライフサイクルコスト**

構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、撤去・廃棄を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。構造物の場合、企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となるすべての費用を合計したものです。

***22 指定管理者制度**

「公の施設」について、これまでの管理主体を地方公共団体の出資法人等に限定した「委託制度」に代わり、広く民間団体にも参入機会を拡大して、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることができる団体を「指定管理者」として指定し、管理していただく制度です。

***23 包括的民間委託**

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的に施設の運営ができるよう、複数の業務や施設の管理を包括的に委託すること。

***24 ESCO事業**

Energy Service Companyの略。
民間の持つ資金、経営能力等を活用し、光熱費の分析、改善、設備の導入から保守管理までを行うことで低コストで省エネルギー化を図る事業で、1970年代にアメリカで始まった事業形態です。

***25 スポンジ化**

都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴があくように生じ、密度が下がっていくことを指します。

***26 コンパクトシティ**

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。

***27 都市計画区域マスタープラン**

都市計画法第6条の2に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をいう。都道府県が、市町村界を越える広域的な視点から、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めるもの。

***28 環境影響評価**

開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を創り上げていく制度。

***29 Z E B**

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー（空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機が対象）の収支をゼロにすることを目指した建物のこと。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

***30 Nearly ZEB**

ZEBに限りなく近い建築物としてZEB Ready（ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物）の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物。

***31 CNP (カーボンニュートラルポート)**

産業拠点である国際港湾において、水素、アンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵・利活用等、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や臨海部産業の集積等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。

***32 重要物流道路**

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が指定する物流上重要な道路輸送網のこと。

***33 高規格幹線道路**

高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路。

***34 地域高規格道路**

高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路。自動車専用道路、もしくはこれと同等の高い規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供できる道路。

***35 重さ指定道路**

道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止の上で支障がないと認めて、総重量の一般的制限値を車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンとして指定した道路のこと。

***36 ダブルネットワーク**

災害に強い道路ネットワークとして、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道等並行する2本の道路によるネットワークが確保されている状態。

*37 ポートセールス

港の管理者が関連企業等に自らの所有する港のメリットを説明し、船舶や貨物を誘致するとともに、利用者のニーズも把握して施設整備や運営の改善に反映させていくもの。

*38 RESA (滑走路端安全区域)

航空機が離着陸する際に滑走路を越えて走行し停止する「オーバーラン」または航空機が着陸時に滑走路手前に着地してしまう「アンダーシュート」を起こした場合に航空機の損傷を軽減させるため、着陸帯の両端に設けられる区域。

*39 TEU (Twenty-foot Equivalent Unit)

20フィートで換算したコンテナ個数を表す単位。コンテナ船の積載能力やコンテナターミナルの貨物取扱数などを示すために使われる。

*40 遠隔臨場

動画撮影用のカメラ (ウェアラブルカメラ等) により撮影した映像と音声を Web 会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うもの。

*41 BIM/CIM

Building/Construction Information Modeling, Management の略。計画・調査・設計段階から、3次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理・更新の各段階においても3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化をはかるもの。

*42 FIT 構想

首都東京に近接し、新しい時代にふさわしい人々をひきつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する福島 (F)・茨城 (I)・栃木 (T) が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてさらなる発展を目指すもの。

管理施設一覧

土木部管理施設

※令和3年4月1日時点における施設数
 ※ダムには、十六橋水門、裏磐梯三湖を含む

道 路	道 路	386路線	5,742km
	橋 梁	4,418橋	114.1km
河 川	河 川	491河川	4,642km
	樋 門	633基	
砂防施設	砂 防	1,200箇所	
	地すべり	68箇所	
	急傾斜	456箇所	
	雪 崩	5箇所	
海 岸			145.9km
港 湾		7港湾	
漁 港		10漁港	
ダ ム※		12施設	
公園・緑地	都市公園	7箇所	340.5ha
	防災緑地	10箇所	89.8ha
下水道	流域下水道	1流域14幹線	138.5km
空 港	滑走路	1施設	2,500m
県営住宅		1,194棟	12,514戸

道 路



橋 梁



河 川



砂 防



港 湾



ダ ム



公 園



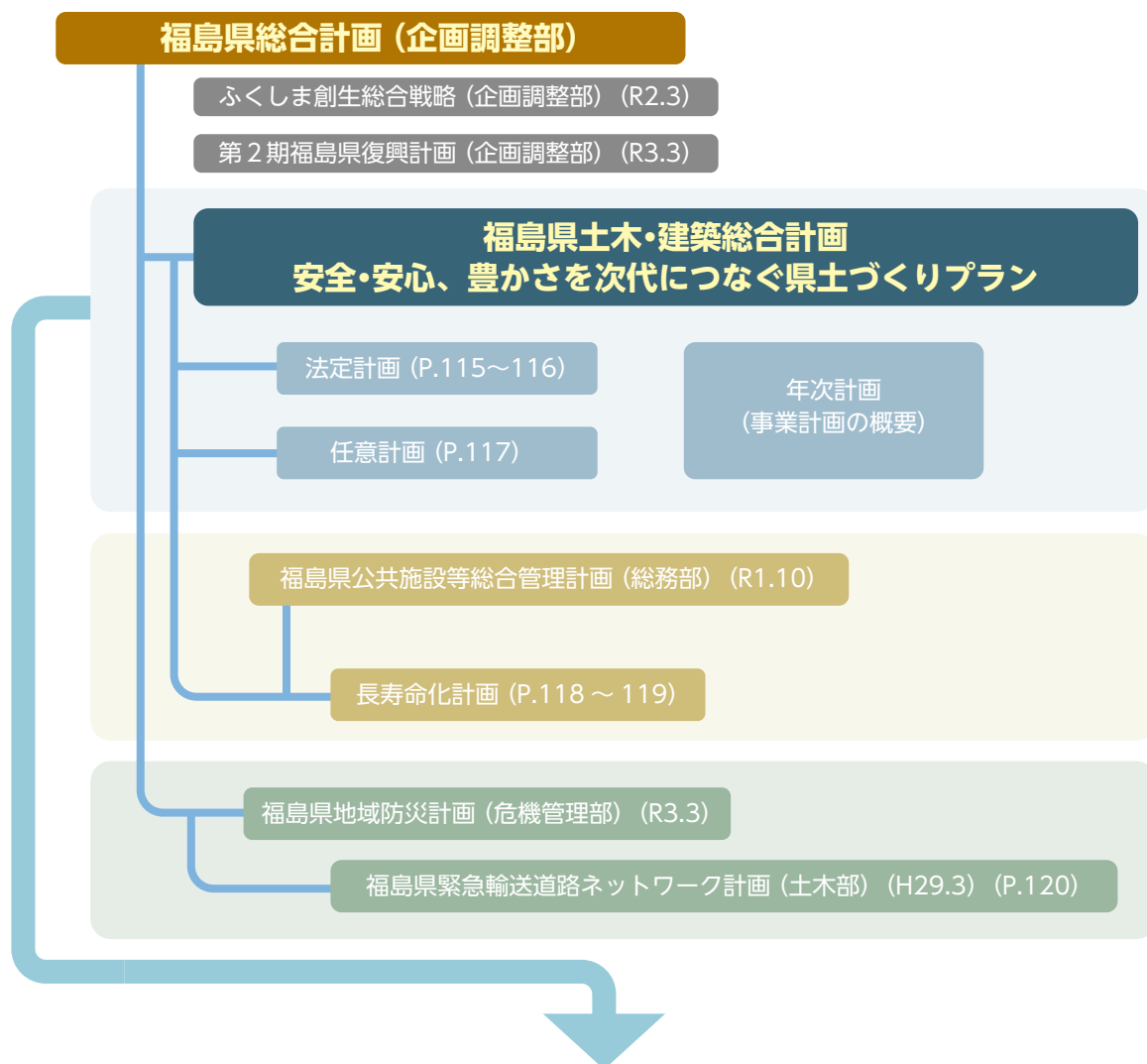
空 港



県営住宅



部門別計画と個別計画体系図



法定計画

計画名称	計画概要
河川整備計画 (H13以降各水系で策定)	【河川法】河川整備基本方針に沿って計画的に行われることとなる河川の区間について、20～30年後の河川整備の目標を明確にして、個別事業を含む具体的な河川の整備内容を定めたもの
海岸保全基本計画 (H16.11) 福島県沿岸 H29.3 仙台湾沿岸 H28.3	【海岸法】長期的な海岸保全の基本的方向と施策を定めたもの
港湾計画 (S60.3) 小名浜港 H29.3 相馬港 H7.11 中之作港 H4.3 江名港 S60.3	【港湾法】一定の水域と陸域からなる港湾空間において、開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる計画

1

第1編
基本構想編

2

第2編
基本計画編

3

第3編
地域別計画編

4

第4編
計画の進行管理

5

第5編
資料編

法定計画

計画名称	計画概要
漁港漁場整備長期計画 (H29.3)	【漁港漁場整備法】 漁港と漁場に加えて漁業就業者等の生活の場である漁村も併せ、総合的かつ計画的な整備を定めたもの
都市計画区域マスタープラン (H16以降各区域で策定)	【都市計画法】 一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、一市町村を超える広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めたもの
福島県住生活基本計画 (H28.11)	【住生活基本法】 本県の豊かな住生活の実現に向け、住生活の安定・向上に関する施策を総合的・計画的に推進するため、県民・民間事業者・市町村・県等が共有すべき住宅政策の基本目標・方針や施策の方向等を定めたもの
福島県高齢者居住安定確保計画 (R3.3)	【高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者すまい法）】 ①東日本大震災等による被災高齢者の居住の安定の確保、②地域包括ケアシステムによる適切な介護サービス等の提供の実現、③全ての高齢者が自立し元気に暮らすことのできる良好な住環境の確保を図るため、暮らしの基盤である住宅や老人ホーム等施設について、県民、民間事業者、市町村、県等が共有すべき高齢者の居住の安定確保に関する基本目標・方針や施策の方向等を定めたもの
福島県賃貸住宅供給促進計画 (H29.12)	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）】 本県における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進を目的に、供給目標や目標達成に必要な事項を定めたもの
地域住宅計画 (H29.3)	【地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法】 地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、計画の目標及び目標を達成するために必要な事業等を定めたもの
福島県耐震改修促進計画 (R1.7)	【耐震改修促進法】 県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として定めたもの

任意計画

計画名称	計画概要
ふくしま道づくりプラン (H25.3)	上位の部門別計画を踏まえ、道路部門について、活力・安全・管理・暮らし・環境の5本の柱と8つの施策及びそれを実現する具体的な取組をまとめ、新しい時代にふさわしい整備や管理などの道づくりのあり方を定めたもの
ふくしまの美しい水環境整備構想 (H22.7)	生活環境改善や公共用水域の水質保全を図るため、県内全域を対象とし、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等からなる生活排水等処理施設の明確な役割分担や計画的かつ効率的に整備する手法を定めたもの
福島県県有建築物の非構造部材 減災化計画 (H27.10)	県有建築物は、避難所や災害対策本部等の拠点施設として安全性、機能維持性を確保する必要があることから、大地震時において天井落下等による被害を最小限にするため、減災化の対象とする建築物、部材、計画期間等を定めたもの
福島県建築行政マネジメント計画 (R3.3)	県内の特定行政庁や建築行政に関わる機関や団体が連携し、建築物の安全性の向上や、迅速かつ公正な建築確認検査の実施、さらには建築物等の事故や災害等に備えた体制の維持を目的として定めたもの
福島県自転車活用推進計画 (R2.3)	自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ることなど重要な課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、公共の利益の増進に資すること等を基本理念としており、福島県における自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を定めたもの
福島県新広域道路交通ビジョン 福島県新広域道路交通計画 (R3.6)	ビジョン：中長期的な視点に立ち、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定めたもの 計画：高規格道路や一般広域道路などの基幹道路からなる広域道路ネットワーク計画などを定めたもの
火山噴火緊急減災対策砂防計画 (H25以降各火山で策定)	火山噴火時に発生が想定される溶岩流、火山泥流、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、国及び都道府県の砂防部局が策定するハード・ソフト対策からなる火山噴火時の緊急対応を定めたもの

1

第1編
基本構想編

2

第2編
基本計画編

3

第3編
地域別計画編

4

第4編
計画の進行管理

5

第5編
資料
編

長寿命化計画

計画名称	計画概要
福島県道路長寿命化計画 (H28.3)	【対象施設】 舗装 ※その他の施設は、個別に策定済み
福島県橋梁長寿命化修繕計画 (R3.3)	【対象施設】 橋梁
福島県トンネル長寿命化修繕計画 (R3.8)	【対象施設】 トンネル
福島県シェッド・シェルター長 寿命化修繕計画 (R3.8)	【対象施設】 シェッド、シェルター
福島県横断歩道橋・門型標識・大 型カルバート長寿命化修繕計画 (R3.8)	【対象施設】 横断歩道橋、門型標識、大型カルバート
福島県小規模構造物修繕計画 (R1.5)	【対象施設】 防護柵、道路標識、道路照明、道路情報板、防雪柵、道路側溝、落 石防護柵、道路反射鏡、視線誘導標
河川管理施設長寿命化計画 (H29.7)	河道及び老朽化する河川管理施設を、河川管理者が将来にわたって 適切に維持管理・修繕・更新していくために定めたもの 【対象施設】 樋門・樋管、水門
ダム長寿命化計画 (H28～H30ダムごとに策定)	ダムを構成する土木構造物や機械設備、電気通信設備等について、 点検結果や健全度評価等を踏まえて策定するダムの維持管理、設備 の更新等に係る中長期的な維持管理方針の基本となる計画 【対象施設】 ダム
福島県砂防設備長寿命化計画 (H28.2)	県が管理する砂防設備について、長期にわたり、その機能及び性能 を維持・確保するための方針等を定めたもの 【対象施設】 砂防設備
福島県急傾斜地崩壊防止施設長 寿命化計画 (H29.3)	県が管理する急傾斜地崩壊防止施設について、長期にわたり、その 機能及び性能を維持・確保するための方針等を定めたもの 【対象施設】 急傾斜地崩壊防止施設

長寿命化計画

計画名称	計画概要
福島県地すべり防止施設長寿命化計画 (H29.3)	県が管理する地すべり防止施設について、長期にわたり、その機能及び性能を維持・確保するための方針等を定めたもの 【対象施設】 地すべり防止施設
福島県雪崩防止施設長寿命化計画 (H29.3)	県が管理する雪崩防止施設について、長期にわたり、その機能及び性能を維持・確保するための方針等を定めたもの 【対象施設】 雪崩防止施設
漁港施設機能保全計画 (R1)	漁港施設としての必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの縮減、平準化を図るため、予防保全的な維持管理計画を定めたもの 【対象施設】 漁港施設
港湾施設長寿命化計画 (R1)	港湾施設としての必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの縮減、平準化を図るため、予防保全的な維持管理計画を定めたもの 【対象施設】 港湾施設
港湾海岸長寿命化計画 (H30)	港湾海岸施設としての必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの縮減、平準化を図るため、予防保全的な維持管理計画を定めたもの 【対象施設】 海岸保全施設
漁港海岸長寿命化計画 (R1)	漁港海岸施設としての必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの縮減、平準化を図るため、予防保全的な維持管理計画を定めたもの 【対象施設】 海岸堤防・樋門・樋管
福島空港維持管理計画 (H27.3)	空港施設の維持管理の現状と問題点を検証し、社会潮流の変化を踏まえた新たな課題への対応を含め総合的な維持管理の今後の方向性を定めたもの 【対象施設】 空港施設
福島県公園施設長寿命化計画 (H27.3)	【対象施設】 都市公園
福島県流域下水道ストックマネジメント計画 (R3.3)	【対象施設】 管渠・ポンプ場・下水処理場
福島県県営住宅等長寿命化計画 (R3.3)	【対象施設】 県営住宅等

1

第1編
基本構想編

2

第2編
基本計画編

3

第3編
地域別計画編

4

第4編
計画の進行管理

5

第5編
資料
編

法定計画

計画名称	計画概要
福島県緊急輸送道路ネットワーク計画 (H29.3)	【防災業務計画、地域防災計画並びに地震防災対策特別措置法】 道路管理者、交通管理者等が一体となり、災害時における円滑な交通の確保に寄与する道路ネットワークを定めたもの

その他

計画名称	計画概要
ふくしま建設業振興プラン (H29.3)	地域にとって必要不可欠な県内建設業を持続発展可能な活力ある産業としていくため、建設業振興施策の基本計画として定めたもの

総合計画政策分野関連表

目標	施策	総合計画の政策分野 (ひと・暮らし・しごと)
1 震災復興	1 東日本大震災からの復興	暮らし しごと
2 水災害に強い県土	1 治水対策の推進	暮らし
3 安全・安心	1 自然災害対策の推進	暮らし しごと
	2 地震対策・耐震化の推進	暮らし しごと
	3 老朽化対策・適切な維持管理	暮らし
	4 交通安全対策・過疎・中山間地域の交通対策	暮らし
4 地方創生・にぎわい創出・健康	1 移住・定住、二地域居住、空き家対策の推進	ひと
	2 快適な都市空間の形成	暮らし
	3 良質な住環境の整備	しごと
5 環境・再生可能エネルギー	1 脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会形成の推進	暮らし しごと
6 産業振興	1 広域道路ネットワークの整備	暮らし しごと
	2 地域道路ネットワークの整備	ひと 暮らし しごと
	3 港の整備	しごと
7 持続可能な建設産業	1 DX推進等による建設産業の環境改善	

目標と施策関係表

		施策													
		1 東日本大震災からの復興	2 治水対策の推進	3 自然災害対策の推進	4 地震対策・耐震化の推進	5 老朽化対策・適切な維持管理	6 交通安全対策・過疎・中山間地域の交通対策	7 移住・定住、二地域居住、空き家対策の推進	8 快適な都市空間の形成	9 良質な住環境の整備	10 脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会形成の推進	11 広域道路ネットワークの整備	12 地域道路ネットワークの整備	13 港の整備	14 DX推進等による建設産業の環境改善
目標	1 震災復興	●	●									●	●	●	●
	2 水災害に強い県土		●												●
	3 安全・安心	●	●	●	●	●	●		●			●	●	●	●
	4 地方創生・にぎわい創出・健康							●	●	●					
	5 環境・再生可能エネルギー		●							●	●				
	6 産業振興	●		●	●	●	●					●	●	●	●
	7 持続可能な建設産業	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●

1 第1編 基本構想編
2 第2編 基本計画編
3 第3編 地域別計画編
4 第4編 計画の進行管理
5 第5編 資料編

SDGs






SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標 (SDGs17のゴール)

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のために平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

施策とSDGs 関係表

目標	施策	持続可能な開発目標
1 震災復興	1 東日本大震災からの復興	  
	2 水災害に強い県土	  
3 安全・安心	1 自然災害対策の推進	  
	2 地震対策・耐震化の推進	  
	3 老朽化対策・適切な維持管理	  
	4 交通安全対策・過疎・中山間地域の交通対策	 
4 地方創生・にぎわい創出・健康	1 移住・定住、二地域居住、空き家対策の推進	
	2 快適な都市空間の形成	  
	3 良質な住環境の整備	  
5 環境・再生可能エネルギー	1 脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会形成の推進	    
6 産業振興	1 広域道路ネットワークの整備	   
	2 地域道路ネットワークの整備	  
	3 港の整備	  
7 持続可能な建設産業	1 DX推進等による建設産業の環境改善	  

計画策定過程における県民意見の反映状況

ふくしま県土づくりプラン有識者会議

計画の策定にあたり、学識経験者の他、産業界、地域づくり団体、医療・福祉、教育など14分野、中・浜・会津の地域バランスを考えた20名の委員を構成員とした有識者会議を設置し、御意見や御提案をいただきました。

- 第1回：令和元年10月9日：現計画の評価・基本的な考え方について
- 第2回：令和2年4月16日～28日（書面開催）：計画の骨子・ビジョン（案）とアクション（案）について
- 第3回：令和3年1月20日：計画骨子（見直し案）・計画体系（見直し案）について
- 第4回：令和3年6月4日：計画素案について
- 第5回：令和3年9月3日：計画原案について



地域別懇談会

「第3編 地域別計画」の策定にあたり、各地域の有識者等、計48名の委員から御意見や御提案をいただきました。

- 各地域（8地域ごとに開催）
- 第1回：令和2年1月～2月
- 第2回：令和3年2月～3月



県民意見公募

期 間：令和3年10月4日（月）～令和3年11月4日（木）

応募資格：県内に住所を有する個人及び団体

県内の学校・事業所等に通学・通勤している個人

提出方法：郵便、FAX、電子メール、持参による

閲覧方法：県ホームページ、各地方振興局（県北を除く）、県政情報センター（県庁西庁舎1階）、土木部土木企画課



デザインフラッグ「アイランド」

福島県には、四季折々の風景や地域の特産品、歴史など、たくさんの魅力があります。そして、震災からの復興に向けて歩んできたひとりひとりの今があります。たくさんの人が力を合わせ、実現してきた、実現していくその姿をデザインした「アイランド」を旗印に、福島県の未来を紡いでいきます。塩屋崎灯台、只見線、赤べこ、太陽… 広大な県の形もデザインのモチーフになっています。

福島県土木・建築総合計画

安全・安心、豊かさを
次代につなぐ
県土づくりプラン



土木部

発行/令和4年1月

問い合わせ先

福島県土木部土木企画課

〒960-8670 福島市杉妻町2番6号

☎ 024-521-7457 (直通)

✉ dobokukikaku@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、ホームページをご覧ください。

福島県土木企画課 | 🔍